

令和 6 年度 個別避難計画の取組について

(横浜市災害時要援護者支援事業)

1 個別避難計画とは

災害が起きた時、避難をする際に支援が必要な高齢者や障害者ごとに、避難を支援する人や避難先等の情報を記載した計画です。法改正により、計画の作成が市町村の努力義務となりました。

2 令和 6 年度の取組

これまで横浜市では、令和4年度は鶴見区と港北区の一部地域、昨年度は、南区を含む5区で、風水害を想定した個別避難計画の作成を進めてきました。

令和6年度は、18区に拡充し、引き続き風水害を想定して個別避難計画の作成を進めてまいります。

(1) 作成対象者

- ① 洪水浸水想定区域(想定最大規模)または即時避難指示対象区域に居住する方
- ② 要介護3、4、5いずれかの認定を受けている方または身体障害者手帳が交付され、障害程度等級が1級である方

以上の条件をすべて満たし、個人情報の取扱い等の同意確認が取れた方のうち、

- ・ 独居等で支援者がいない方
 - ・ お一人で避難所等に移動することが困難な方
- 等の計画作成(早期着手)の優先度が高い方から計画作成に着手します。

<参考> 同意確認書発送対象者

	令和 5 年度	令和 6 年度
南区	767	261

6年度分は新たに対象者になった方です。

(2) 作成方法

対象者を支援するケアマネジャー等(以下、福祉専門職という)の協力により、次頁の流れで作成を進めます。

<個別避難計画作成の流れ>

横浜市健康福祉局 = 局

福祉専門職 = 専

事業フロー	役割分担	内容
1 対象者抽出	局	ア 南区災害時要援護者名簿掲載 イ 洪水浸水想定区域等在住 ウ 要介護3~5・身障手帳1級
2 対象者への同意確認	局	1で抽出した対象者に「同意確認書」を送付し、「計画作成」「自主防災組織等への情報提供」について同意を取る
3 福祉専門職による計画作成	局 専	計画作成(早期着手)の優先順位を決定 優先順位の高い対象者から、福祉専門職により計画作成し、横浜市に提出
4 計画の確認	局	3で提出された計画の記載内容(避難経路等)を確認 必要に応じて福祉専門職に修正を依頼

3 ご協力をお願いしたいこと

(1) 問合せ先のご案内(上記<個別避難計画作成の流れ 2 >)

対象者への「同意確認書」の送付は8月を予定しています。

「同意確認書」に関するご相談があった場合は、「同意確認書」に記載されている問合せ先 または健康福祉局福祉保健課をご案内いただきますようお願いいたします。

(2) 災害時要援護者支援の取組推進

個別避難計画は、災害時要援護者支援の取組を補完するものです。

各地域の皆様におかれましては、引き続き、日頃からの要援護者に対する「声かけ、見守り」などの、「災害から要援護者を守る」取組の推進にご協力をお願いいたします。

【担当】 横浜市健康福祉局福祉保健課
電話：045-671-4056
Mail：kf-saigaiyoengo@city.yokohama.jp